

2018年4月27日

コーポレートガバナンス・コードの改訂案および投資家と企業の対話 ガイドライン案に対する意見

一般社団法人全国地方銀行協会

【総論】

1. 「コンプライ・オア・エクスプレイン」について

- ・「コンプライ・オア・エクスプレイン」について、2015年3月の有識者会議報告書は、「本コード(原案)の各原則(基本原則・原則・補充原則)の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考えられる原則があれば、それを『実施しない理由』を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定」と説明している。
- ・しかし、現状の使われ方をみると、コードをチェックリスト的に、「コンプライ」していなければならないもの、と捉えている投資家等が多いように思われる。
- ・コード改訂を機に、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の趣旨を改めて広く周知していただきたい。

2. 猶予期間

- ・東京証券取引所は、「改訂後のコード内容を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する報告書を、準備ができ次第速やかに、遅くとも2018年12月末日までに提出」と公表しているが、本年12月末日までの間に同報告書の内容に変更が生じた場合の対応は、旧コードに基づく報告書を提出することでも問題ないことを確認したい。

3. フォローアップ会議の構成

- ・フォローアップ会議のメンバーを見ると、機関投資家やコンサルタント、

学者が多く、発行体企業の委員が少ない。また、地方の声を代弁できるメンバーもほとんどいないように見受けられる。

- ・投資家の意見に加え、地方の発行体企業の意見も踏まえた公平な議論がなされるよう、フォローアップ会議のメンバーの見直しを検討いただきたい。

【各論】

1．政策保有株式

- ・原則1 - 4に「取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か...等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべき」とある。
- ・この点について、フォローアップ会議の最終会合で、池尾座長より発言のあったとおり、保有の適否の検証内容の開示は個別銘柄ごとに行うものではないことを確認したい。
- ・個別銘柄ごとの開示は、膨大な量となり企業の負担が極めて大きい。

2．資本コスト

- ・原則1 - 4「個別の政策保有株式について...保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し」とある。
- ・「資本コスト」には、株主資本コスト、加重平均資本コストなど様々な捉え方があり、企業の考え方にに基づき対応すればよいことを確認したい。

3．企業年金のアセット・オーナーとしての機能発揮

- ・原則2 - 6「運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべき」とある。
- ・「人事面や運営面における取組み」や「取組みの内容の開示」には、具体的にどのようなものを念頭にしているのかを確認したい。

4. 独立社外取締役について

- ・原則 4 - 8 には、「少なくとも 3 分の 1 以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべき」旨が記載されている。
- ・日本は「経営の専門家」のマーケットが十分に発達しておらず、特に地方においては、独立社外取締役の候補者の層が薄く、その確保が非常に困難である。
- ・この点にも配慮し、「3 分の 1 以上」が全企業のスタンダードととられないよう、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案し、それが必要と考える企業を対象としていることを、対外的に十分に説明いただきたい。

5. 取締役会の構成の多様性

- ・企業の事業特性によって、取締役会の構成がどのような多様性を持つ必要があるかは異なる。ジェンダーや国際性というのは、多様性の例示であることが明確となるよう、原則 4 - 11 およびガイドライン 3 - 6 の「ジェンダーや国際性の面を含む多様性」との表現は、「例えばジェンダーや国際性の面など、多様性」とすべきである。

6. 地方創生等への配慮

- ・原則 5 - 2 には、「収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために事業ポートフォリオの見直しや…」とあり、ガイドライン 1 - 3 に「経営環境や事業等のリスクを的確に把握し、新規事業への投資や既存事業からの撤退・売却を含む事業ポートフォリオの組替えなど、果敢な経営判断が行われているか」とある。
- ・銀行は自己資本比率規制や業務範囲規制が課されており、収益力・資本効率等の改善に向けた取組みに制約がある。
- ・このように、業種等によって収益力・資本効率等の評価の考え方は異なるはずであり、短期的な株主資本利益率（ROE）等で画一的な評価が

行われなければならないようにする必要がある。対話ガイドラインにも、そうした観点を盛り込むべきである。

- ・また、地方銀行は「地域の発展なくして自らの成長なし」という共通認識のもと、短期的には収益につながらない場合でも、中長期的な地域活性化の観点から提供するなど、サービスを維持・向上する努力を続けている。
- ・基本原則 2 には、「上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。」とある。対話ガイドラインにも、地域社会への貢献や地域社会との協働などに関する観点を盛り込むべきである。

以 上